

自治体非常勤職員処遇改善のための地方自治法改正を求める意見書

現在、地方自治体における非常勤職員に対しては、地方自治法第 203 条の 2 の規定により、勤務形態が常勤の職員等と実質的に同一であったとしても、その労働の対価である報酬と必要な実費負担に対する費用弁償しか支給することができないこととされています。

そのため、常勤職員には当然支給されている期末手当や退職手当などの各種手当を非常勤職員に支給することは認められていません。これが、いわゆる「官製ワーキングプア」を生んでいる要因の一つといった指摘もなされているところです。

よって、非常勤職員の処遇を改善していくため、政府に対して、常勤職員等に準ずる非常勤職員についても、条例により諸手当を支給することを可能とするよう、地方自治法を改正することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 14 日

留 萌 市 議 会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
財務大臣	麻生	太郎	様